

## 給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

市町村や厚生労働省などが次のようなことをお願いすることはありません。

- ① ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いする。
- ② 給付のために手数料などの振り込みを求める。

また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。このような電話や郵便があった場合は、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## ひとり親家庭等医療費助成制度（事前に申請が必要です） 10月から児童の通院時の医療費も助成対象となります

平成28年10月1日から、ひとり親家庭等医療費助成制度が拡充され、児童の通院時の医療費も助成対象となります。

### 【制度の改正点】

これまで：父母・児童ともに入院時の医療費に対して助成

拡充後：児童の通院時の医療費に対しても助成

※父母については、これまでどおり、入院時の医療費のみ助成対象となります。

※通院時、1か月1医療機関につき1,000円を限度として一部自己負担があります。

※入院時の医療費について、一部自己負担は生じませんが、食事療養費は対象外です。

### ひとり親家庭等医療費助成制度とは

ひとり親家庭等の方が病院にかかった時、保険医療費の自己負担分の一部について助成を受けることができる制度です。（事前に申請が必要です）

### 【助成対象者】

次のいずれかに該当される方で、児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯が対象となります。

◎児童（※）を扶養しているひとり親家庭の父または母等

◎ひとり親家庭の児童（※）

◎父母のいない児童（※）

※児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方です。

### 【申請に必要なもの】

- ・健康保険証（父または母と児童のもの）
  - ・個人番号カードまたは通知カード等（父または母と児童および扶養義務者のもの）および扶養義務者の委任状または官公署等が発行した書類（健康保険証など）
  - ・申請者（父または母）の身分証明書（運転免許証など）※代理人の方が申請する場合はその方の身分証明書（運転免許証など）が必要となります。
  - ・印鑑
  - ・児童扶養手当証書（児童扶養手当を受給している方）
  - ・戸籍謄本（戸籍でひとり親家庭等を証明できない場合はその他の書類）
  - ・転入された方や、本人および扶養義務者が申請の年の1月1日現在、市外に住民票がある方は、所得課税証明書などが必要です。
- ※上記以外にその他書類の提出をお願いする場合があります。

### 【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療・年金担当  
（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

